

告 示

埼玉県告示第十六号

令和三年十二月十日付け埼玉県告示第千三百四十三号で告示した朝霞都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分及び道路に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕